

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

社会・援護局 地域福祉課

消費生活協同組合業務室

目 次

(重点事項)	頁
1 地域福祉の推進について	1
(1) 地域コミュニティ復興支援事業について	
(2) 安心生活創造事業について	
ア 安心生活創造事業のこれまでの取り組みについて	
イ 安心生活創造事業の今後の実施方針について	
(3) 日常生活自立支援事業について	
(4) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について	
ア 計画の積極的な策定について	
イ 計画策定の手続について	
ウ 計画策定の調査について	
(5) 社会福祉協議会について	
ア 社会福祉協議会との連携等について	
イ 市社会福祉協議会の監督権限の移譲について	
(6) 地域福祉等推進特別支援事業について	
ア 地域福祉等推進特別支援事業の活用について	
イ 地域人材活用支援事業（新規事業）について	
(7) 民生委員について	
ア 民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について	
イ 地域主権一括法への対応について	
2 ホームレス等生活困窮者支援について	13
(1) 平成24年度のホームレス対策事業について	
ア 総合的な支援の推進について	
イ 法の取扱いについて	
(2) ホームレスの実態に関する全国調査について	
(3) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について	
(4) パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト事業について	
(5) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業について	
ア 平成23年度事業（モデル事業）について	
イ 平成24年度事業について	
3 生活福祉資金貸付制度等について	21
(1) 震災特例貸付の実施について	
ア 緊急小口資金の特例措置の取扱いについて	
イ 生活復興支援資金の取扱いについて	
(2) 貸付事業の実施体制強化等について	
ア 事務費にかかる財政措置について	
イ 事務費の補助規定の見直し等について	
(3) 暴力団員等による不正利用対策について	
(4) 臨時特例つなぎ資金について	

4	地方改善事業等について	25
(1)	地域主権戦略大綱における「ひも付き補助金」の一括交付金化について	
(2)	地方改善事業の実施について	
ア	隣保館運営事業等の推進について	
イ	継続的相談援助事業等について	
ウ	隣保館の公平中立な運営について	
エ	隣保館と関係部局、機関との連携について	
オ	隣保館職員の資質向上について	
カ	隣保館運営審議会について	
(3)	アイヌ政策の推進について	
(4)	人権課題に関する啓発等の推進について	
5	消費生活協同組合の指導・監督について	29
(1)	地域における生協の社会的役割について	
(2)	改正法の施行に伴う共済事業の事業実施における対応について	
(3)	会計基準の適用について	
(4)	健全な運営の確保について	
(5)	セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について	
(6)	政治的中立の確保について	
(7)	国際協同組合年について	
(連絡事項)		
1	全国民生委員児童委員大会について	35
2	全国ボランティアフェスティバルについて	35
3	生活困窮者自立支援室の設置について	35
(参考資料)		
1	平成24年度地域福祉課予算（案）の概要	36
2	生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について	37
3	地域主権一括法案による民生委員法の一部改正について	38
4	都道府県別のホームレス数	41
5	生活福祉資金の貸付状況	42
6	高校生の授業料等滞納に係る生活福祉資金貸付（教育支援資金）の取扱いについて	44
7	地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表	46
8	生協法施行規則及び生協法施行規程の一部改正について	47

重 点 事 項

1 地域福祉の推進について

(1) 地域コミュニティ復興支援事業について【P 8 参照】

昨年 11 月 21 日に成立した平成 23 年度第 3 次補正予算では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の積み増しを行い、新たに「地域コミュニティ復興支援事業」を追加したところである。

これにより、従来の「ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業」と「地域コミュニティ復興支援事業」を合わせて「社会的包摂・「絆」再生事業」として位置付けたところである。

この「地域コミュニティ復興支援事業」は、東日本大震災等の影響によりコミュニティが弱体化した地域で、孤立する恐れがある、高齢者や障害者、離職を余儀なくされた若年層などが、地域において「絆」やつながりを持ち続けることができるよう、

- ① 住民ニーズの把握、交流場所の提供、生活相談等のサービス提供
- ② 見守り等の支援体制の構築
- ③ 自治体間や関係者同士の総合調整

の 3 点を柱とした取り組みを一体的に実施し、地域において面的な支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図ることを目的としている。

この事業では、他の自治体に避難している方や応急仮設住宅以外へ避難している方への支援も対象となるので、有効にご活用いただきたい。

事業の詳細については、平成 23 年 11 月 22 日付社会・援護局長通知「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』の一部改正について」（社援発 1122 第 4 号）及び同日付事務連絡「地域コミュニティ復興支援事業に関する Q & A の送付について」にてお示ししているので参照いただき、追加の協議を希望する場合は適宜相談されたい。

(2) 安心生活創造事業について【P 9・P 10 参照】

ア 安心生活創造事業のこれまでの取り組みについて

近年、単身世帯の増加や地域社会及び家族からの孤立等により、見守りなどを行う地域コミュニティの再構築が特に求められており、地域ケア体制整備構想の推進など、公的サービスと制度外の生活支援サービスが包括的に提供される取り組みがなされている。この一環として、平成 21 年度から、一人暮らし世帯などへの「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行う「安心生活創造事業」を創設し、実施してきたところである。

この事業は、

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源創出の仕組みづくりに取り組む

といった事業の3原則を前提として、厚生労働省が選定した58の地域福祉推進市町村が実施するモデル事業となっている。

この事業の実施に当たっては、社会・援護局地域福祉課に「安心生活創造事業推進検討会」を設置し、事業の評価・検証を行っているところであるが、来年度には事業の成果を取りまとめ報告する予定である。

なお、3月22日及び23日には、厚生労働省講堂にて「地域福祉推進市町村連絡会議」を開催し、優良事例の発表会を行う予定であるので、傍聴を希望される場合は担当係までご相談されたい。

イ 安心生活創造事業の今後の実施方針について

この事業はこれまで3年間のモデル事業として実施してきたところであるが、平成24年度においては、国と地域福祉推進市町村との協働により、これまでのモデル事業の成果を全国に普及することを主たる目的として、新規の市町村も含めて国庫補助を行うこととしている。

【実施方針の概要】

① これまで事業に取り組んできた地域福祉推進市町村（58市町村）

次の要件を満たす市町村に限り、引き続き「地域福祉推進市町村」として取り扱い、2年間を限度として国庫補助（定額10／10相当、原則上限1,000万円程度）を行うこととする。

- a 新たに事業を行う市町村に対する支援（相談・視察の受け入れや全国会議等での事例発表、事業の検討段階での助言等）について協力を行う
- b 要援護者の権利擁護、福祉に関する総合相談、地域の自主財源の創出の仕組みづくりといった今後も継続して取り組むべき課題に取り組む

② 新たに事業に取り組む市町村

前述の国と地域福祉推進市町村との協働による支援を受け、これまでの取組事例を参考として、事業の三原則に基づき事業を実施する市町村については、2年間を限度として国庫補助（定額10／10相当、原則上限1,000万円程度）を行うこととする。

については、検討会の報告や現在厚生労働省ホームページで公表している市区町村の取組事例等を参照の上、地域福祉の推進にこの事業を活用していただくよう、管内市町村への周知をお願いしたい。特に、これまで管内市町村においてこの事業を実施していない県については、積極的に周知をお願いしたい。

(3) 日常生活自立支援事業について

認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が図られる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える日常生活自立支援事業の普及が喫緊の課題である。事業の実施状況をみると、昨年度、初回相談件数が115万件を超える一方、各自治体において大きく差が生じている状況にある。

事業の普及が不十分であれば、福祉サービスが適切に利用できないことによる健康状態の悪化や、消費者被害、経済的虐待の対象となるなど、高齢者や障害者等が地域で安心して生活を継続していく上での大きな壁になると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題になると考えている。

さらに、本事業の重要性とともに、住民に身近な市町村レベルでサービスを提供するための体制整備の必要性については、既に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（平成20年3月）の報告書や「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書（平成20年7月）において指摘されているところでもある。

このようなことから、この事業の実施に当たり、きめ細やかな相談支援体制を整備するため、平成24年度予算（案）においても、引き続き事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会の全市整備を推進するとともに、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結前の相談業務や成年後見制度への移行についても支援を行うこととしている。

各都道府県・指定都市におかれては、本事業の重要性を十分に考慮の上、事業の更なる充実を図るための財源措置などに積極的に対応願いたい。

(4) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について

ア 計画の積極的な策定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下、「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、市区部では9割弱が策定予定である一方、町村部では策定予定が5割に達しない状況である。

地域福祉計画等の策定は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資するものと考えている。地域福祉を推進するために、積極的な計画策定につ

いて、管内市町村への周知をお願いしたい。

なお、厚生労働省では、ホームページにおいて、特に小規模な市町村を中心に優良事例を掲載しているので、計画の策定に当たって参考にさせていただきよう、管内市区町村に周知願いたい。

イ 計画策定の手続について

昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」を受けて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により社会福祉法が改正（平成23年8月30日施行）され、地域福祉計画等の策定の手続のうち、これまで義務とされていた住民等の意見を反映するための措置及び策定した計画の公表が、地域主権の観点から各自治体で判断できるよう努力義務となったところである。

今後の手続きについては、地域福祉計画等の策定に当たっては地域住民等の意見の聴取や地域住民等への公表が重要なものであることをご理解の上、引き続き、これらの手続きを行っていただくようご配慮願いたい。

ウ 計画策定の調査について

地域福祉計画等の策定状況については、例年調査を実施し各自治体の取組状況を把握しているところであり、今年度も3月上旬頃に実施する予定であるので、ご協力願いたい。併せて、当該調査の結果については公表することとしているのでご了解願いたい。

(5) 社会福祉協議会について

ア 社会福祉協議会との連携等について【P11参照】

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます大きくなっている。

特に昨年は、東日本大震災の発災とともに、被災地の社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの立ち上げの中心となり、全国各地の社会福祉協議会にあっても被災地に職員を派遣し、被災地の活動の支援を行うなど、大きな役割を果たしたところである。

各自治体においては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や災害時の要援護者支援体制の構築等の一層の促進をお願いしたい。

また、市区町村社会福祉協議会が行う結婚相談事業における基本的人権の尊重及びプライバシーの保護の徹底については、これまでも各自治体において管内の社会福祉協議会に対して、不適切な事例が発生しないよう指導をお願いしてきたところであるが、引き続き管内の社会福祉協議会に対する指導をお願いしたい。

イ 市社会福祉協議会の監督権限の移譲について

昨年8月の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の所轄庁について、都道府県から一般市に権限移譲がなされたところである。このため、一般市の社会福祉協議会であって、その行う事業が当該市の区域を越えないものについては、平成25年4月から、当該市が所轄庁になるので円滑な権限移譲についてご協力いただきたい。

(6) 地域福祉等推進特別支援事業の活用について

ア 地域福祉等推進特別支援事業の活用について

昨年夏の猛暑及び節電による熱中症への対応に当たっては、「地域福祉等推進特別支援事業」（セーフティネット支援対策等事業の中の一つ）の活用について、検討をお願いしたところである。

この事業は、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組、支援を必要とする人々に対する地域福祉活動を活性化する取り組み、生活不安定者に対する自立支援の取り組みにより地域福祉の推進を図る事業であり、この事業を活用し、支援が必要な者の把握やマップ作成、個別訪問による安否確認等を実施することにより、前述の熱中症対策にも資するものである。本事業は、分野横断的な施策に活用できるほか、災害時要援護者支援、ボランティアセンターの運営支援等、様々な取り組みに活用可能なものとなっている。

については、各都道府県や管内市町村において、地域福祉に関する新たな施策を検討する際には、この事業の活用についてもご検討いただき、必要に応じて事業内容等について地域福祉課の担当者に相談いただくよう周知願いたい。

イ 地域人材活用支援事業（新規事業）について【P10参照】

平成24年度予算（案）において、「地域福祉等推進特別支援事業」（セーフティネット支援対策事業の中の一つ）の中に、新規事業として「地域人材活用支援事業」を盛り込んでいる。この事業は、定年退職者や専業主婦等の地域に埋もれている人材を発掘して登録し、地域で支援を必要としている者に対する支援活動等の活躍の場に結びつける事業であり、全体調整を行うコーディネーターの養成や配置、支援活動希望者が行う活動に係る費用等を補助対象としている。

この事業は、地域住民の社会参加を促し、住民同士の支え合い体制の構築を行う事業であり、地域福祉活動に必要な人材の確保にも資するものであるので、積極的に活用していただきたい。

(7) 民生委員について

ア 民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について

【P11・P12・P37（参考資料2）参照】

少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、地域においては、高齢者などへの虐待や孤立死の問題など多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割がますます大きくなっているところである。特に、東日本大震災においては、被災した住民の安否確認や相談支援を行う等、重要な役割を担っているところである。

しかしながら、市区町村においては、個人情報保護に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が民生委員・児童委員に適切に提供されていないとの声がある。

被災県（政令市、中核市）には既に平成24年1月19日付の事務連絡において、「手上げ方式」「同意方式」「関係機関共有方式」等による情報提供をお願いしているが、各都道府県におかれても、次のことに留意の上、管内市区町村に対し、民生委員・児童委員活動に必要な個人情報を積極的に提供するよう助言を行っていただくとともに、民生委員・児童委員の保有する個人情報が第三者に漏えいすることがないように、個人情報の適切な管理方法などに関して研修を強化するなど、一層のご協力をお願いしたい。

- ① 民生委員・児童委員の立場は、地方公務員法第3条第3項に基づく特別職の地方公務員であり、民生委員法第15条において守秘義務が規定されている。
- ② 民生委員・児童委員に対する個人情報の取り扱いについては、平成19年8月10日付厚生労働省関係課長連名通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」において、日頃から民生委員児童委員などの関係機関との間で必要な情報の共有を図り、また、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行っていくことが必要である旨の通知がなされている（いわゆる「手上げ方式」「同意方式」「関係機関共有方式」の活用・推進）。
- ③ 今後、厚生労働省では、個人情報の提供に慎重な自治体の問題意識を受けて、積極的に個人情報を提供している市区町村の好事例を収集し、年度内を目処に提供する予定である。

なお、今般、生活に困窮された方が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生しているところであるが、このような実態を踏まえ、平成24年2月23日付の社会・援護局長通知「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」が発出され、民生委員を含めた関係機関との連絡・連携の強化についてお願いしているところでもあるので、ご留意の上、民生委員との一層の連携について管内市町村への周知をお願いしたい。

イ 地域主権一括法への対応について【P38（参考資料3）参照】

地域主権改革の一環である「義務付け・枠付けの見直し」については、これまで地方分権改革推進委員会第二次勧告（平成20年12月）で示された4,076条項について、重点分野を定め、分野ごとに義務付け・枠付けの存置が許容される類型に該当しない事項の見直しが進められてきたところである。

今般の「第三次見直し」については、昨年11月29日に閣議決定されたところであり、平成24年通常国会に一括法が提出される予定となっている。

このうち民生委員法の関係の概要は以下のとおりである。

【民生委員法の一部改正の概要】

- ① 第4条の民生委員の定数については「条例に委任（制定主体は都道府県・政令指定都市・中核市）し、厚生労働大臣の定める基準については「参酌基準」とする。
- ② 第5条第2項の都道府県知事の民生委員の推薦に係る地方社会福祉審議会への意見聴取については「民生委員の委嘱手続を簡略化する観点から義務の緩和を行う」
- ③ 第8条第2項の民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数については「廃止」する。

施行日は基本的に公布日となるが、①については、平成25年4月1日を施行日とし、施行の日から起算して1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、現行の定数によるものとするとの経過措置が置かれている。

本改正関係については、別途通知することとしているが、法改正により、民生委員・児童委員の重要性に対する認識の低下や質の低下、住民に対するサービスの低下を来すことのないよう、十分に留意の上対応する必要がある。

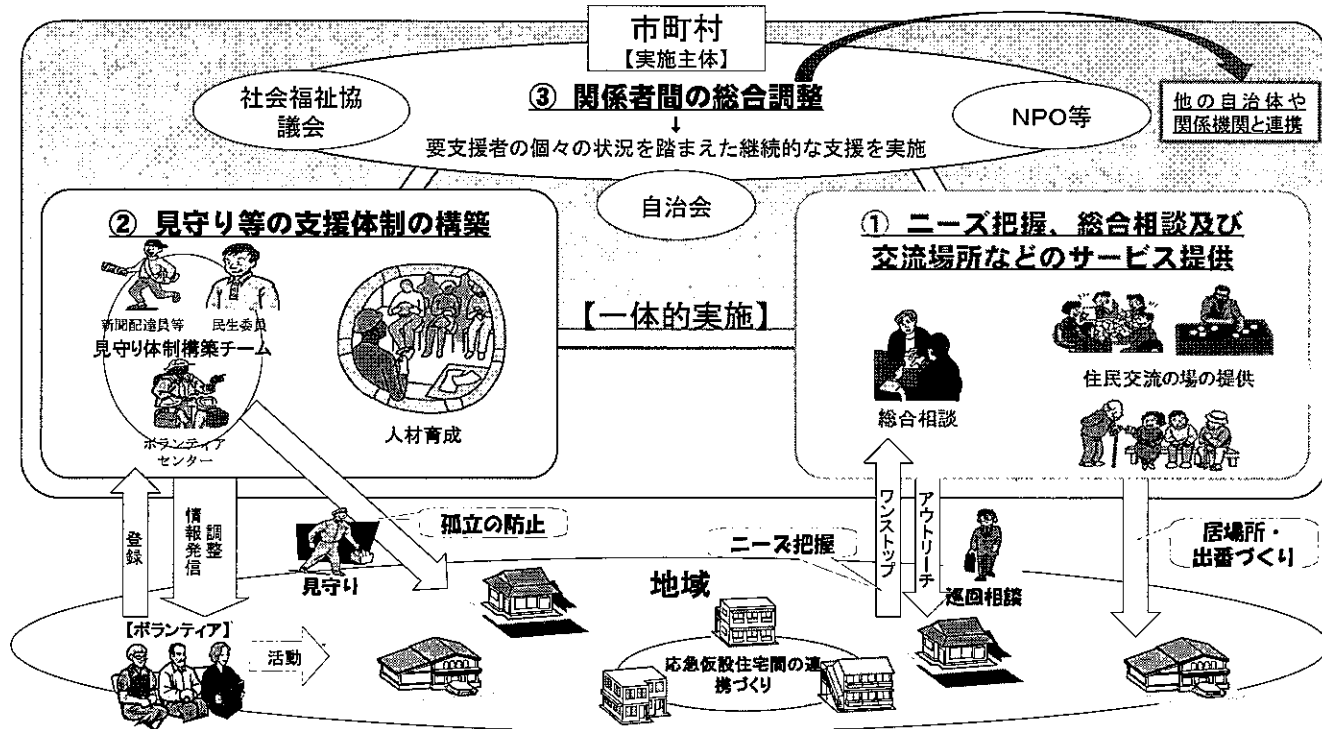
各都道府県におかれては、内容をご了知いただくとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

地域コミュニティ復興支援事業 (社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

平成23年度第3次補正予算
145億円の中の40億円

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業)の取り組みイメージ

連絡会議の設置

○ 市を中心に、関係者をメンバーとした、事業運営のための連絡会議を設置。

(メンバー例:市職員、社協職員、民生委員、ボランティア団体関係者、社会福祉施設職員、仮設住宅自治会長、商工会議所、医療関係者、大学教員 等)

世帯状況・住民意識の把握

○ 仮設住宅や借上げ住宅等の入居者等を対象に、世帯状況や生活再建の程度を把握するためのアンケート調査を定期的に実施。

→ 生活状態が改善しているか等に関するアンケート調査を行い、復興に関する住民の感覚を定期的に測定。

→ 被災者情報をデータベース化し、関係機関が活用できるシステムを構築。

被災者への生活支援・生活再建支援

被災者への情報提供

○ 様々な生活支援情報等を取りまとめ、冊子を作成。仮設住宅や借上げ住宅の入居者等に対して定期的に郵送。

相談員の配置

○ 被災した住民が必要なサービスを受けられるよう相談や各種調整等の支援を行う相談員を配置し、仮設住宅や借上げ住宅等への巡回訪問やサロン活動、支援を実施。

支援物資のマッチング

○ 様々な団体から寄せられる支援物資について、被災者のニーズと照合し、物資の配送を行う。

交流イベントの開催

○ 商店街の空き店舗や仮設住宅の集会所等を活用して交流イベントを開催し、仮設住宅と借上げ住宅の住民間の交流を図る。

安心生活創造事業の成果の普及等について

「安心生活創造事業」(平成21年度創設のモデル事業)

一人暮らし世帯等への「基盤支援」「見守り」「買物支援」を行うことにより、一人暮らし世帯等が、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくりを行う。

【事業の3原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

- ・ 制度の谷間の問題
- ・ 善意の支え合いの限界 等

(有識者による成果の評価・検証)

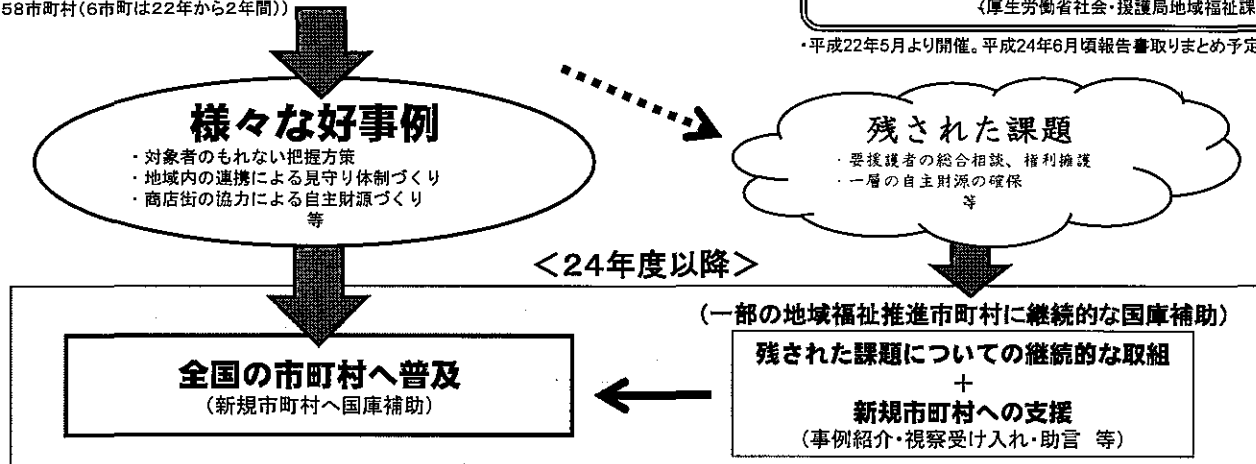
<「地域福祉推進市町村」による3年間のモデル実施>

(58市町村(6市町は22年から2年間))

安心生活創造事業推進検討会

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課)

・平成22年5月より開催。平成24年6月頃報告書取りまとめ予定。



※ 補助率 定額(10/10相当) 原則上限1,000万円程度

安心生活創造事業・地域福祉推進市町村について

市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果の検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換、先駆的取組の情報発信等を行う。(平成21年度からのモデル事業)

北海道・東北ブロック		関東ブロック		中部ブロック		近畿ブロック		中国・四国ブロック		九州ブロック	
北海道	登別市	茨城県	牛久市 ※	新潟県	新潟市	三重県	伊賀市	鳥取県	出雲市	福岡県	北九州市
	本別町	栃木県	鹿沼市		三条市		名張市	岡山県	美咲町		飯塚市
	東川町		大田原市	富山県	氷見市 ※	滋賀県	甲賀市	広島県	庄原市		春日市
	福島町	埼玉県	行田市	石川県	宝達志水町	京都府	南丹市		安芸高田市	佐賀県	小城市
岩手県	西和賀町	千葉県	千葉市	長野県	茅野市	大阪府	豊中市	山口県	周南市	熊本県	合志市
秋田県	大仙市		市原市		駒ヶ根市		阪南市 ※		長門市		人吉市
	湯沢市		鴨川市		軽井沢町	兵庫県	西宮市	徳島県	徳島市	大分県	臼杵市 ※
山形県	酒田市	東京都	品川区	岐阜県	美濃加茂市		尼崎市	香川県	琴平町 ※		中津市 ※
	飯豊町		墨田区	愛知県	高浜市		宝塚市			宮崎県	美郷町
		神奈川県	横浜市				芦屋市				
		山梨県	逗子市			奈良県	天理市				
			小菅村								
小計	9市町	小計	12市区村	小計	9市町	小計	11市	小計	8市町	小計	9市町
										合計	58 市区町村

※の市町村は22年度から実施

(参考) 安心生活創造事業の主な取組例

【対象者のもれない把握に向けた取り組み】

- 住民自治組織のメンバーが主体となって生活実態調査を実施。調査から戸別訪問を希望された方の自宅を社会福祉士が訪問。
- 福祉介護調査と健康調査による全戸調査を実施して把握した要援護者の個人情報を、行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターで共有。
- 行政と社協が協力してタウンミーティングを行い、自治会に支えあい活動の必要性を説明。その結果、自治会において要援護者やその支援者の家が記載された地図を作成。

【見守り体制づくり】

- 自治会長や民生委員などで見守りチームを構成するとともに、住民ボランティアの他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、乳酸菌飲料販売員等と連携し、新聞や郵便物がたまっている等の異常があれば通報し、安否確認を行う仕組みを創設。
- 団地の自治会・民生委員を中心にNPO法人を設立し、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。
- 住民ボランティアに対して一定の研修を行い、一人暮らし高齢者等に対する定期訪問やサービス紹介等を行う。

【自主財源創出の仕組みづくり】

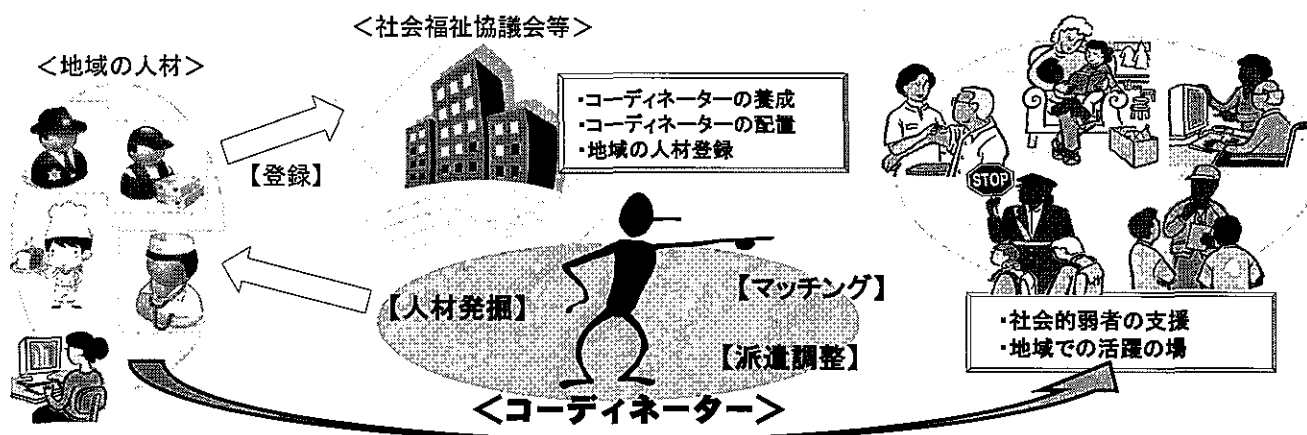
- 農家や福祉作業所等と連携し、地域の特産品を活用した製品を製造。売り上げの一部を事業費に充てる。
- 商工会と連携し、一人暮らし高齢者等に対して訪問販売や様々な生活支援サービスを提供する店舗を登録した電話帳を作成し、見守り対象者に対して配布。登録者から広告料を徴収し事業費に充てる。
- 遠方に住んでいる一人暮らし高齢者の家族からの寄付やふるさと納税を活用し、この事業費に充てる仕組みの構築。
- 共同募金や民間事業者による寄付制度の活用、募金箱や寄付金付自動販売機の設置。

地域人材活用支援事業

セーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業の一部)

高齢化の進展等により地域には支援の必要な社会的弱者が増加する一方、定年退職された方等で様々な資格やノウハウを持った方々が、社会貢献活動を行いたいと意欲を持っているなど潜在的な社会資源がまだまだあるのが現状。しかし、多くは活躍の場を見つけることなく、地域に埋もれてしまっている状況。

そのため、このような潜在的な社会資源を発掘し、活躍の場に結びつけるコーディネーターを養成・配置し、定年退職された方はもとより、主婦や現役世代も含め、そのノウハウを地域に還元していただき、高齢者や障害者など社会的弱者等に対する支援を行うことにより、地域の再生・支え合い体制の構築を行うものである。



【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【補助率】 1/2

被災地における社会福祉協議会の活動事例

【岩手県 大船渡市社会福祉協議会の事例】

- 被災者の課題を把握し、被災した住民が必要なサービスを受けられるよう相談等の支援を行う「生活支援相談員」を配置し、仮設住宅への見守り訪問やサロン活動を実施。
- 市内で活動しているNPOや行政、民生委員等と連携体制を構築し、長期的な支援活動を図る。

【宮城県 山元町社会福祉協議会の事例】

- 生活支援相談員による訪問活動やイベント活動による被災住民同士の交流活動を推進。

【宮城県 南三陸町社会福祉協議会の事例】

- 「緊急雇用創出基金」を活用した町内の被災者雇用により、仮設住宅での地域の住民同士での見守りや福祉・生活支援へのつながりを行う。

【福島県 富岡町社会福祉協議会の事例】

- 同じく全町避難をした川内村社協と共同で「おたがいさまセンター」を設置。外部からのボランティアだけでなく、避難している住民自身が主体的に参加することで住民同士が助け合う仕組みを構築。※現在は川内村と独立して運営
- 仮設住宅等への支援を一元的に行っている。

【福島県 新地町社会福祉協議会の事例】

- 行政と協議し、保健センターや地域包括支援センターと情報共有し、支援活動を実施。
- 生活支援相談員を配置し、仮設住宅のひとり暮らし高齢者等のマップを作成し、訪問活動を実施。

被災地における民生委員の活動事例

【岩手県 陸前高田市と住田町の事例】

- 震災により陸前高田市は壊滅的被害を受け、市内の民生委員83人のうち、死亡は11人、住宅損壊41人。
- 陸前高田市と同一生活圏にあった住田町の民生委員児童委員協議会（民児協）は、同町社会福祉協議会（社協）や陸前高田市の社協・民児協と連携し、在宅避難者を中心に要援護者訪問調査活動を実施。
- 被災住民のニーズを把握し、社協や地域包括支援センターにつなげて課題解決を図った。

【宮城県 名取市の事例】

- 平時から地区民児協では民生委員による担当区域の災害時要援護者台帳の整備を推進。自主防災組織や町内会、区長と日頃から連携し、災害発生時の情報共有について確認。
- 発災後、民生委員はそれぞれ、担当区域の一人暮らし高齢者の安否確認等を実施。避難所での生活が困難な在宅者には炊き出しの食事や物資を届けた。

【福島県 大熊町の事例】

- 平時から要援護者台帳と防災マップを作成。役場や警察、消防への情報提供について本人の同意を得ていた。
- 発災後、担当区域の安否確認を実施し、避難指示に応じて高齢者等を誘導。
- 避難先では、避難者に対する相談・支援のために県の民児協と連携して仮設住宅を巡回。社協の相談員等と協力し、個別相談や孤立防止の支援を継続している。

民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について

少子高齢化の進展、家族機能の変化、虐待や孤立死の問題

↓
地域における多様な生活課題の顕在化、災害時における要援護者の安否確認等

↓
民生委員・児童委員に期待される役割がますます増大

↓
民生委員・児童委員と行政との適切な個人情報の共有が必要

○手上げ方式及び同意方式による情報共有

- ・要援護者名簿等への登録を積極的に周知し登録者を募集(手上げ方式)
- ・要援護者に対して個別に情報共有の了解を得る(同意方式)

○個人情報保護条例の運用による情報共有(関係機関共有方式)

- ・「明らかに本人の利益になると認められる」として積極的に情報共有
- ・個人情報保護審議会の活用

↓
民生委員活動に必要な個人情報を市町村は積極的に提供するように周知願いたい。

(参考)

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(平成19年8月10日 厚生労働省6課長連名通知)(抄)

(3) 民生委員児童委員等に対する情報提供について

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないよう配慮願いたい。